

商品デザイン等リニューアル支援事業 Q & A

Q1 この事業の補助は誰でも受けられるのですか。

A1 斜里町内に主たる事業所があり、商工会に加盟しているか、知床しゃりブランド認証品事業者で、町税等の滞納がない事業者であれば受けられます。新規に商工会員になっても大丈夫です。

Q2 補助金はどれくらいもらえますか。

A2 事業費が10万円以上で、対象経費の2/3以内（知床しゃりブランド認証品は3/4）、助成額は75万円を上限としています。

Q3 商品デザインのリニューアルとは、どんなものを指しますか。

A3 商品デザインにかかるものは次のとおりです。

①既存商品のパッケージ及びラベルのデザイン変更

②商品群のデザインの統一

※デザインの変更や商品群の統一に関連して変更するものについては対象になるものもあります。例) メニュー表等。

③新デザインに合わせた商品説明書・リーフレットのデザイン（チラシは含まない）

④販促グッズのデザイン変更

⑤包装紙・紙袋のデザイン変更

Q4 事業所（企業）ロゴや主たる店舗看板デザインの変更はどんなものですか。

A4 事業所（企業）ロゴや主たる店舗看板デザインの変更は次のとおりです。

①企業ロゴや自社ブランドのデザイン変更や作成

※ロゴやブランドデザイン変更に関連するパンフレットのデザイン変更は可能

②看板デザイン変更や作成

Q5 商品・店舗名等のネーミング・コピーって何ですか。

A5 コピーとは、広告文・キャッチフレーズやスローガンや見出し等のことで、商品宣伝に使うことで、目を引きやすい、また商品や企業を覚えてもらいやすくなります。

例えば、ホクレンの「よくねたいも」など。

商品のブランド化や商品群の統一を行うことで、販売する店舗自体のネーミングの変更も行いたい場合は対象になります。

Q6 宣伝用のチラシデザインの作成は対象になりますか。

A6 新デザインに合わせた商品説明書やリーフレットは対象となりますが、新商品の宣伝チラシや新聞折込チラシをデザインしてもらうのは対象になりません。ただし、新デザインのイメージやコピーなどをチラシやweb用の宣材として使うのは問題ありません。デザイン会社からデータ（PDF・JPEG・イラストレーター等）としてもらえるよう進めております。